

V 環境と共生する活力あふれる まちづくり（環境・産業の分野）

地域経済を支える産業の振興や地域特性を活かした新しい産業の育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備します。

また、自然保護に配慮し、自然と都市のバランスのとれたまちづくりを行います。

そして、循環型社会の構築に向け、市民や事業者などとのパートナーシップにより、環境にやさしいまちづくりを推進します。

1 地域経済の活性化

1 産業の育成

【現状と課題】

本市はベッドタウンとしての性格が強く、市の施策も主に生活環境の充実に努めてきました。しかし、地方分権時代を迎え、地域としての自主性・自立性の発揮が求められる中、本市としての特色あるまちづくりを行い、市民だけでなく多くの人たちが活動する活力あるまちになることが求められています。そのためには、優良企業の誘致や新たな産業を育成するとともに、起業支援を図っていく必要があります。

施策の方向性

産学公連携⁶¹を強めた取組みを進めるとともに、企業や官公庁、教育機関などの誘致を図り、新しい産業の育成を進めます。また、人材育成に努め、市内での起業・創業を支援します。さらに、本市の魅力を効果的に市内外に発信することにより、本市のイメージ、ブランド力の向上を図ります。

①新しい産業の育成・支援

- 既存産業を軸にした関連分野の振興支援や、市内事業所と研究機関、大学などとの交流を促進するとともに、企業や官公庁、教育機関などの誘致を図ることにより、新しい産業の育成・支援に努めます。
- 地域資源の活用などにより、コミュニティビジネス⁶²に対する支援を行います。

②起業・創業の支援

- 商工会と連携して、人材育成に努め、市内での起業・創業を支援します。

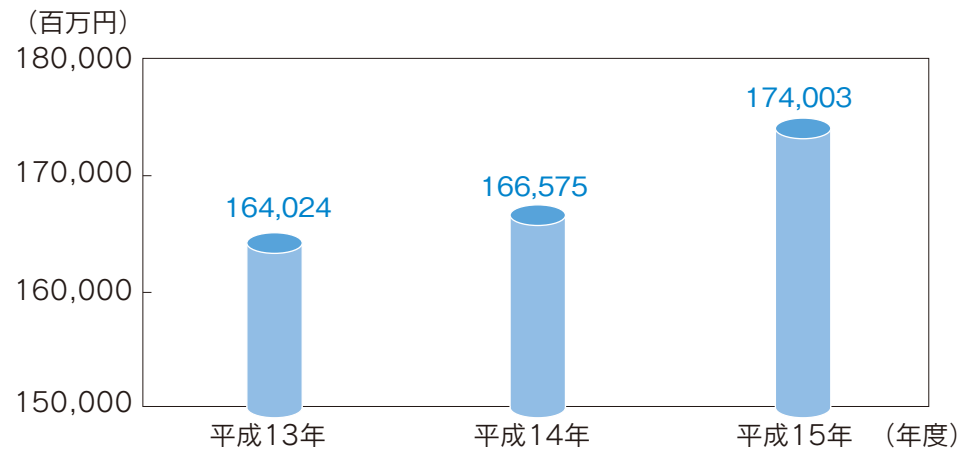
③ふじみ野ブランドの推奨

- ブランドの確立に向けた活動を積極的に支援するとともに、市内外への情報発信に努め、本市のブランド品の創出と価値向上に努めます。

61 産（企業）、学（大学等）、公（地方自治体）が相互に情報・技術・知識・施設等を出し合い、1つの目的・成果等に向けて協力していくこと。

62 高齢者支援、子育て支援、自然環境の保全、商店街の活性化など、地域やコミュニティのさまざまな課題やニーズについて、ビジネスの手法により解決するとともに、その活動の利益を地域に還元する取り組みの総称。

■ ふじみ野市内純生産の推移



資料：埼玉県統計年鑑

2 労働環境の改善と就労の促進

【現状と課題】

近年、わが国の雇用形態は、正社員に対する派遣労働者やパートタイム労働者の割合が上昇するなど、多様化が進んでいます。また、高齢社会の進行により労働者不足が懸念されており、求められる能力を持った人材の育成が必要となっています。

本市でも、企業に対する地域雇用の推進や内職相談、あっ旋などにより、市民の就労促進を図ってきましたが、今後は関係機関と協力し、人材育成にも積極的に取り組むことが求められています。

また、市内に多く立地する中小事業所で働く従業員の福利厚生を目的とした勤労者福祉共済会に対し、支援を行ってきましたが、今後も、共済会としての自立運営をめざし、支援していくことが求められています。

施策の方向性

高齢者や障害者、女性をはじめ、あらゆる人たちが希望の仕事に就けるよう、事業者に対して雇用促進を働きかけるとともに、関係機関と連携して職業能力の開発・向上や情報提供に努めるなど、就労支援を行います。さらに、労働相談を充実するとともに、事業者に対して労働環境の改善を働きかけます。

①就労の促進

- 職業安定所と協力し、希望する人たちが就労できるよう、事業者に対して地域雇用の推進を働きかけるとともに、情報提供や内職相談、あっ旋を行います。
- 関連機関と協力し、職業能力の開発や向上を図り、就労に対する支援を行います。

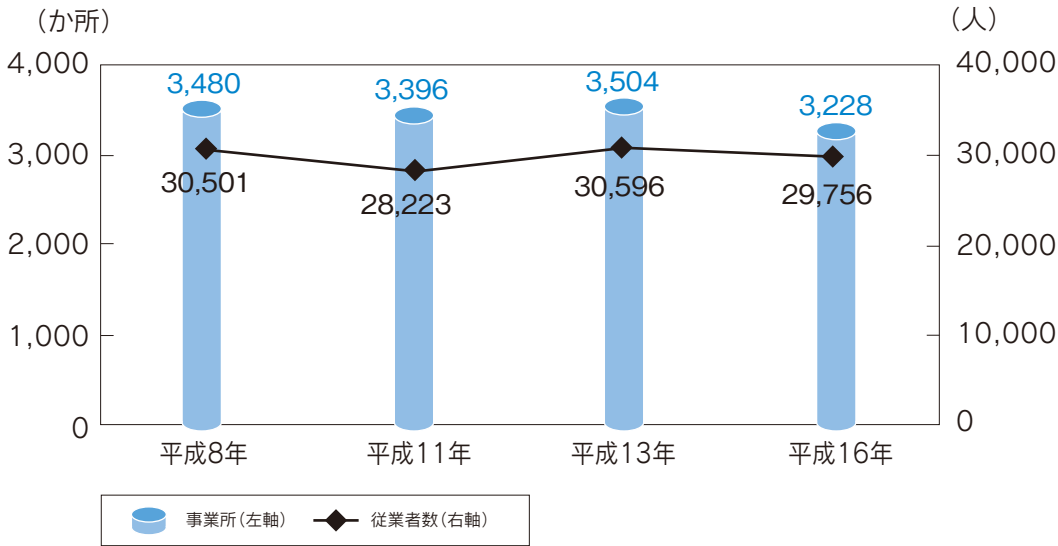
②労働相談の充実

- 解雇や賃金不払い、いじめなど、労働上の悩みや問題を相談できる体制を充実し、健全な労働条件の構築を促進します。

③福利厚生の充実

- 中小事業所の従業員の福利厚生を目的とした勤労者福祉共済会への支援、一般健診の実施や健康指導、住宅資金などの融資あっ旋などを行い、労働者の福利厚生を充実させます。
- 労働教育の推進や労働安全衛生の普及・啓発に努めます。

事業所数と従業者数（民営の事業所）



資料：事業所・企業統計調査

3 農業の振興

【現状と課題】

わが国の農業を取り巻く環境は、外国産の安価な農作物との激しい価格競争により、厳しい環境におかれています。一方で、近年、消費者の「食」の安全性に対する意識の高まりとともに、地域で採れたものを地域で消費する「地産地消⁶³」が注目され、農業の重要性が再認識されています。

本市は、都市近郊農業の拠点として重要な地位を占めていましたが、担い手の高齢化や後継者不足が進行しています。このため、今後は、農産物のブランド化や、消費者ニーズに対応した農産物の提供などにより、経営の安定化を図るとともに、担い手を育成していくことが求められています。

また、景観や環境の保全、生産者と消費者の交流機能など、農地の持つ多面的な役割を尊重し、生産緑地制度⁶⁴の活用など、適正な農地保全に努めることが必要です。

施策の方向性

優良農地の保全や施設の適切な維持・管理や更新、農産物の高付加価値化などを通じ、農業経営の効率化・安定化を図るとともに、農業団体とも連携し、担い手の育成に努めます。

また、農業に対する市民の理解を深めるために、学校給食への市内農産物の供給を継続するなど「地産地消」を推進するとともに、農産物の直売など、生産から流通にいたる基盤の構築をめざします。

①農業基盤の整備

- 生産緑地制度の活用などにより、優良農地の保全に努めます。
- 農業用水路など、基盤施設の適正な維持・管理に努めるとともに、効率的な農業経営を支援し、豊かな食糧生産の実現をめざします。
- 認定農業者制度⁶⁵の活用など、担い手を育成する施策の充実を図ります。
- 農地の多面的な役割を維持するため、休耕地対策を推進します。

63 「地元生産―地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。

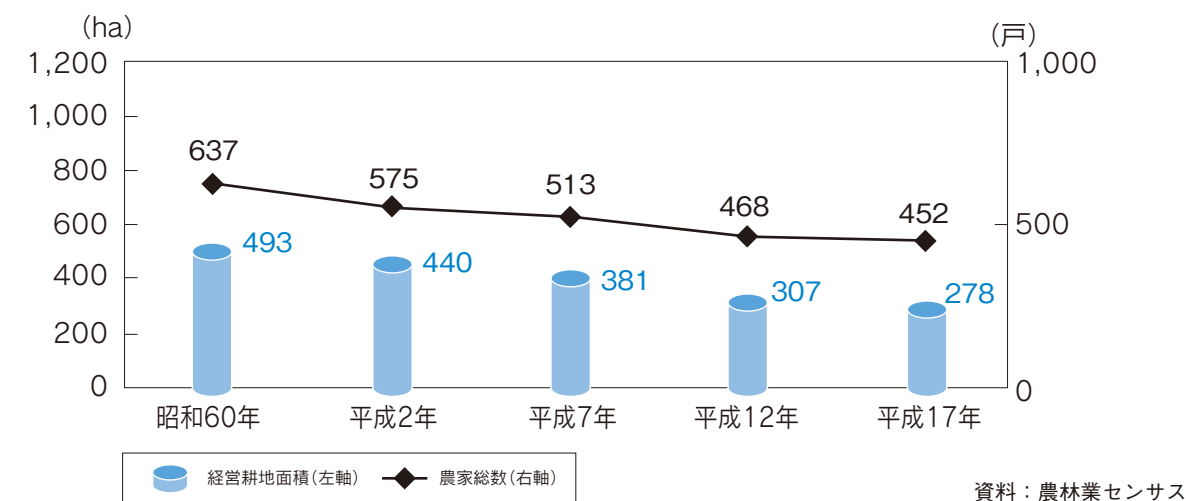
64 市街化区域内の農地等のうち、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園・緑地などの公共施設等の敷地に供する土地として適しているものを市が指定する制度。

65 農業経営を営む者又は営もうとする者が作成する農業経営改善計画書の内容について、市町村が適当と認めた場合に、計画の認定と計画の実現のために支援を行っていく制度。

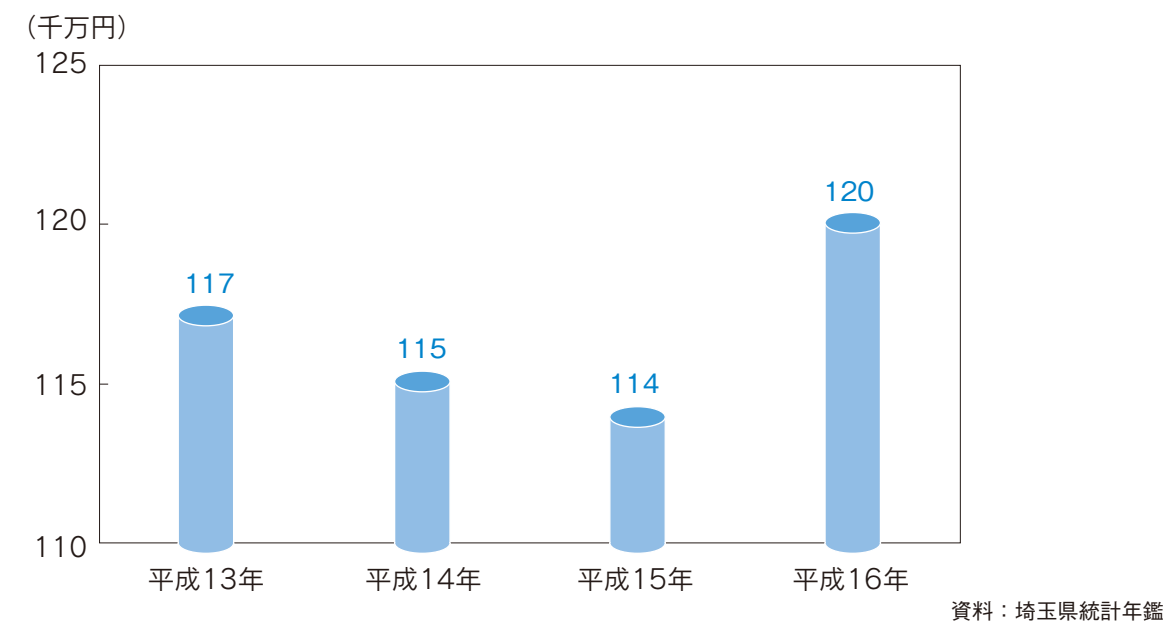
②地域との交流と流通の多様化の推進

- 市民や市外の人たちが地域の農業に対する理解を深める機会として、直販体制の充実や、産業まつりをはじめとする交流事業、学校給食への地元農産物の供給を図ります。
- 生産者と消費者の交流を図るため、市民農園⁶⁶などの整備に努めます。

■ 経営耕地面積と農家総数



■ 農業産出額の推移



66 都市の住民などがレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

4 商工業の振興

【現状と課題】

本市では、数多くの大型ショッピングセンターが整備されるなど、都市拠点の商業集積は充実してきましたが、近年では、市内の中小商店数は減少傾向にあります。一方、まちづくり三法⁶⁷の見直しなどにより、郊外への大型店の出店規制が大幅に強化されるなど、今後は、中心市街地や地域商業拠点の活性化が求められています。

また、本市の工業は、製造品出荷額などは近年、増加傾向にあり、関越自動車道のインターチェンジに近接するなど立地に恵まれていることから、潜在的発展の可能性を秘めています。このため、既存事業所へ支援を行うとともに、各種支援策を通じて新規産業の発展を促すことにより、ものづくりの活性化を進める必要があります。

このような背景の下、商工会との連携により、既存事業所に対する支援を充実させるとともに、空き店舗の活用対策を積極的に行うなど、商工業の活性化を図ることが求められています。

施策の方向性

商業については、中心市街地の活性化に向け、商工会や民間事業者との連携による、地域が一体となった取組みを支援します。また、既存事業所に対する支援など地域商業の活性化対策を行います。

工業については、新規産業の発展を促し、ものづくりの活性化を進めます。また、既存事業者に対しては、経営の安定化に向けた支援を行います。

①商工業の活性化

- 商工会や商店会と連携して、経営者の意識啓発や後継者の育成、経営支援、商店経営の体質強化など活力ある商店街の環境整備に努め、地域内消費の促進を図ります。
- 地域商業の活性化を図るため、空き店舗対策を推進します。
- 協同宣伝事業⁶⁸や環境整備などに対する支援を通じ、地域住民に親しまれ、安心して買い物ができる商店街づくりを支援します。
- 企業の誘致などにより新規産業の発展を促し、ものづくりの活性化を進めます。

67 都市計画法と中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の総称。このうち、都市計画法と中心市街地活性化法について、都市の秩序ある整備を図り、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、改正された。

68 商店会または商店会同士が協力して販売促進のために行うチラシ等による宣伝事業。

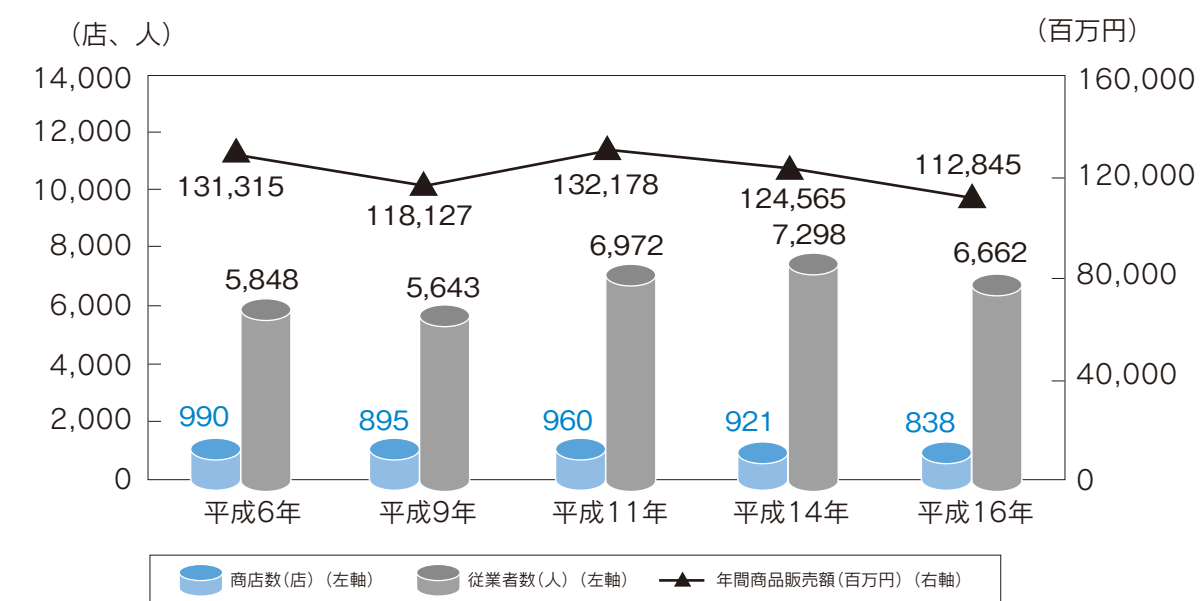
②事業所・企業などへの支援

- 既存中小事業者に対する融資制度の周知活動に努めるとともに、新たに事業を起こす人々に対する支援体制の充実を図ります。
- 起業家を目指す若い世代に対して、NPOや第一線を退いたビジネスマンの知識や経験を活用するなど、マンパワーによる起業支援に取り組みます。

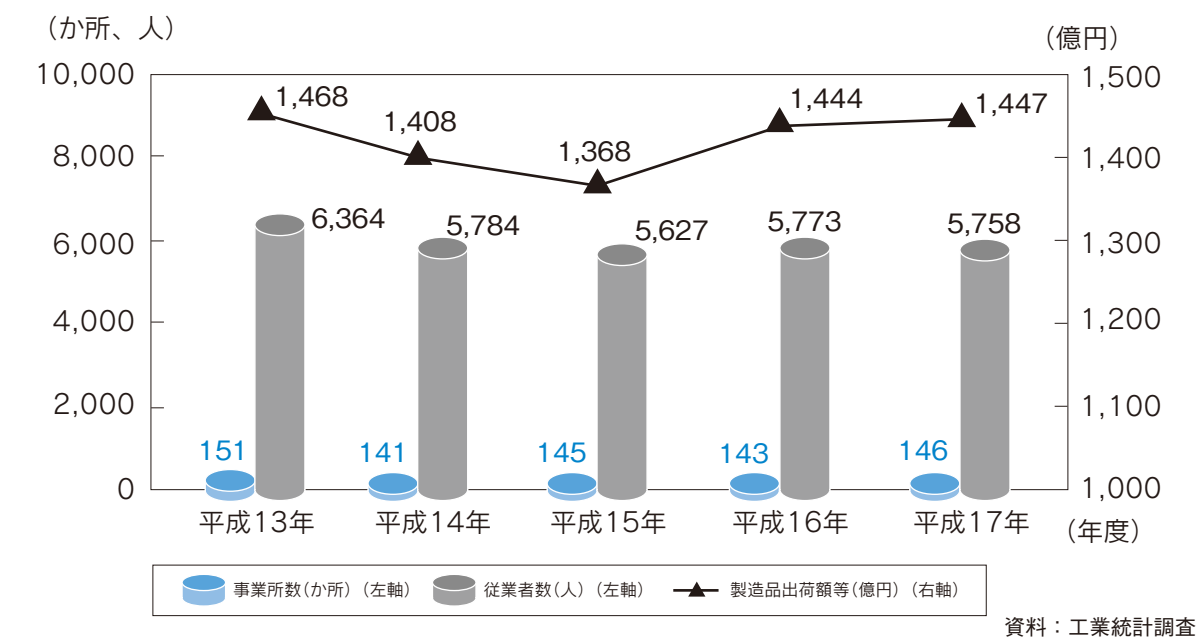
③地域との交流促進

- 産業まつりの開催を通じ、地域産業に対する市民の理解を深めます。

商業の主要指標の推移



工業の主要指標の推移



5 観光事業の推進

【現状と課題】

近年、観光の動向は、「見る」観光から、「体験する・参加する」観光への移行が進み、ひとつの地域をじっくりと堪能するための「まちあるき」や地域住民との交流などが盛んになりつつあります。

本市では、桜まつりや七夕まつり、おおい祭り、産業祭などのイベントを通じ、まちの魅力を内外に発信し、市内外の人々の交流を深めてきました。特に、七夕まつりは約 17 万人余が来客する（平成 17 年）イベントとして親しまれています。

また、福岡河岸記念館や大井郷土資料館など、豊かな歴史を現代に伝える施設があり、市民のみならず市外からも観光客が訪れています。

施策の方向性

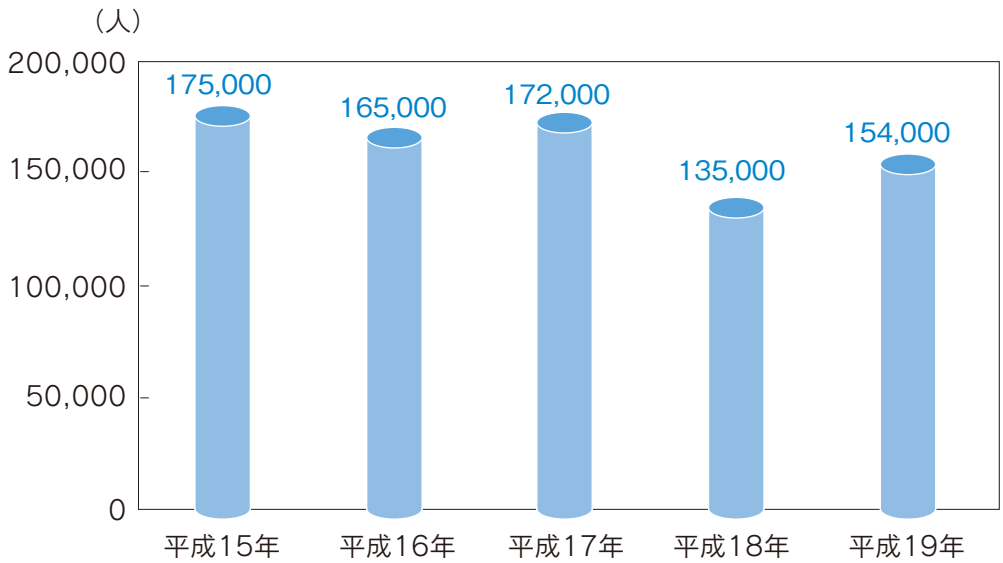
市の一大イベントとして、七夕まつりのさらなる発展をめざすとともに、おおい祭りなどの各種イベントとの相乗効果を生み出します。また、農業との連携などによる、「体験」にこだわった本市の観光のあり方を研究していきます。

このほか、観光スポットの整備、観光情報の提供を効果的に進め、だれでも、いつでも観光を楽しめる体制を構築します。

①観光事業の企画・推進

- 七夕まつりやおおい祭りなどのイベントの充実を図るとともに、さまざまな媒体を活用して観光情報を提供していきます。
- イベントなどを安全に運営するための環境整備を進めます。
- 市民農園の整備をはじめとする体験型の観光について研究します。
- 近隣自治体との連携により、広域的な観光施策の展開を図ります。

七夕まつり入場者数の推移



資料：産業振興課

2 総合的な環境行政の推進

1 環境施策推進体制の整備

【現状と課題】

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に対する反省から、「循環」と「共生」を視点においた「持続可能な発展」が志向され、その具現化が求められています。

本市では、これまで、環境基本条例⁶⁹の制定と環境基本計画を策定し、水源や水辺環境の保全、環境意識の向上を図るための施策を重点的に推進するとともに、地域クリーン推進員制度⁷⁰などを通じ、行政と市民との役割分担・協働関係を構築してきました。

今後も、市民一人ひとりの行動が、常に環境に影響を与えるという認識に立ち、環境問題を総合的に捉え、計画的に施策を推進することにより、人と環境の調和を構築していくことが求められています。そのためにも、協働の意識に基づく有機的な市民参加型環境活動を普及し、展開していくことが求められています。

施策の方向性

市民や事業者の理解と協力を得ながら、各種計画に基づき総合的かつ計画的に環境施策を推進することにより、持続可能な発展を続けるまちの構築をめざします。

また、環境学習⁷¹の推進など、市民の環境への意識を高める啓発活動を進めるとともに、環境活動団体への支援を行うなど、市民や市民団体、事業者が自発的に参加しやすい環境づくりに努めます。

①環境マネジメントシステムの推進

- 環境施策の取組みについて、評価や点検などを実施し、進行状況の確認・見直しを行い、環境負荷の低減を図ります。

69 快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民、事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めた条例で、平成19年4月に施行された。

70 市民の環境美化意識の向上と地域における環境美化の推進を図るため、地区ごとに委嘱された地域クリーン推進員がごみ集積場の適正管理や地区内巡視などを行う制度。

71 市民が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し環境保全活動に参加する態度や問題解決能力を育成し、解決に向けての行動につなげていくため、その基本となる知識や具体的な手法を学ぶこと。

②環境基本計画の推進

- 環境基本計画に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進します。

③一般廃棄物処理基本計画の推進

- 一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物処理に関する施策を計画的に推進します。

④パートナーシップの形成

- 環境に関する各種計画において、市民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、環境についての市民や事業者の理解を深め、環境の保全や創造を協働により推進する体制を構築します。

⑤総合的な環境学習の推進

- 地域や関係機関と連携し、環境学習の場と機会の提供を行うとともに、環境情報の提供を積極的に行うなど、市民の環境問題に対する意識の向上を図ります。

⑥人材育成の推進

- 環境分野での活動を行っているボランティアや環境活動団体などに対して、活動支援や人材の育成を行うことにより、環境活動の裾野の広がりをめざします。



クリーン推進員による活動の様子

2 地球温暖化対策の推進

【現状と課題】

わが国では、地球温暖化対策として、「京都議定書⁷²」における温室効果ガスの排出削減目標の実現をめざし、冷暖房温度の適正化や節電などにより省エネルギーを推進するとともに、石油や石炭などの化石燃料に代わり、風力発電や太陽光発電、バイオマス⁷³など、クリーンで再生可能なエネルギーの導入など、さまざまな取り組みを行っています。

本市でも、温暖化防止推進の観点から公共施設の冷暖房温度の適正化や低公害車の導入など、省エネルギーに取り組んできました。また、民間事業所においても、ISO14001⁷⁴の取得や環境会計⁷⁵を導入する動きが進み、地球環境にやさしい事業活動に積極的に取り組んでいます。今後は、市民の一人ひとりが自ら環境行動を実践し、協力して地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

施策の方向性

公共施設の省エネルギーを推進するなど、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を強化します。また、市内事業所に対しては、環境マネジメントの導入を推進し、支援するとともに、市民一人ひとりの省エネルギーへの取り組みを促進するなど、全市規模で地球温暖化対策の活動に取り組みます。

①地球温暖化対策実行計画の推進

- 地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化防止活動の普及・推進を図るとともに、その方法について広く市民に公開します。

②省エネルギーの推進

- 公共施設の省エネルギー施策の展開を図るとともに、公用車についても低公害車の導入を推進します。

72 気候変動枠組条約に基づき、1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）で議決された議定書のこと。2012年までに、先進国全体の温室効果ガス6種の合計排出量を1990年に比べて少なくとも5%削減することを目的としている。なお、日本の削減義務は6%となっている。

73 家畜の排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

74 国際標準化機構が企業や団体などの環境管理を目的に定めた規格群のこと。企業などが環境負荷を低減させ、地球環境保護の観点から活動を管理していくための世界共通基準。

75 事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み。

- 民間事業所や市民に対し、地球温暖化対策の重要性について、広報やホームページなどを通じて周知を図り、市全体での省エネルギーを推進します。

③新エネルギーの導入促進

- 太陽光発電など、クリーンで再生可能なエネルギーの導入促進に対する普及・啓発を図ります。



上野台保育所の屋上緑化



コンフォール霞ヶ丘内の壁面緑化

3 循環型社会の推進

1 3R⁷⁶の推進

【現状と課題】

地球環境の保全に係る多くの問題から、循環型社会の構築に向けた各種リサイクル法が整備されつつあります。

本市でも、これまで、ごみの分別回収やリサイクルの啓発活動などを通じ、ごみの減量化に取り組んできましたが、近年は、適正な物質循環の確保に向けた廃棄物の発生抑制や再使用、再利用の推進が強く求められており、循環型社会を構築する基盤となる適正なりサイクル・処理体制を確保していくことが必要となっています。

特に、廃棄物の発生抑制、再使用の推進にあたっては、市民一人ひとりがごみ問題に関心を持ち、環境への負荷の少ない製品やサービスを選択し、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集に積極的に取り組むなど、ライフスタイルを見直していくことが求められています。

施策の方向性

一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民や事業者、市がごみ問題に協働で取り組む環境を構築します。また、廃棄物の発生抑制や再使用、再利用に関する活動が促進されライフスタイルの変革が進むよう、普及・啓発活動や情報提供、環境教育に努めます。

①ごみの発生抑制・再使用の推進

- ごみの発生抑制や、製品の再使用の重要性を市民や事業者に周知し、ごみの減量化に向けた取組みを推進します。

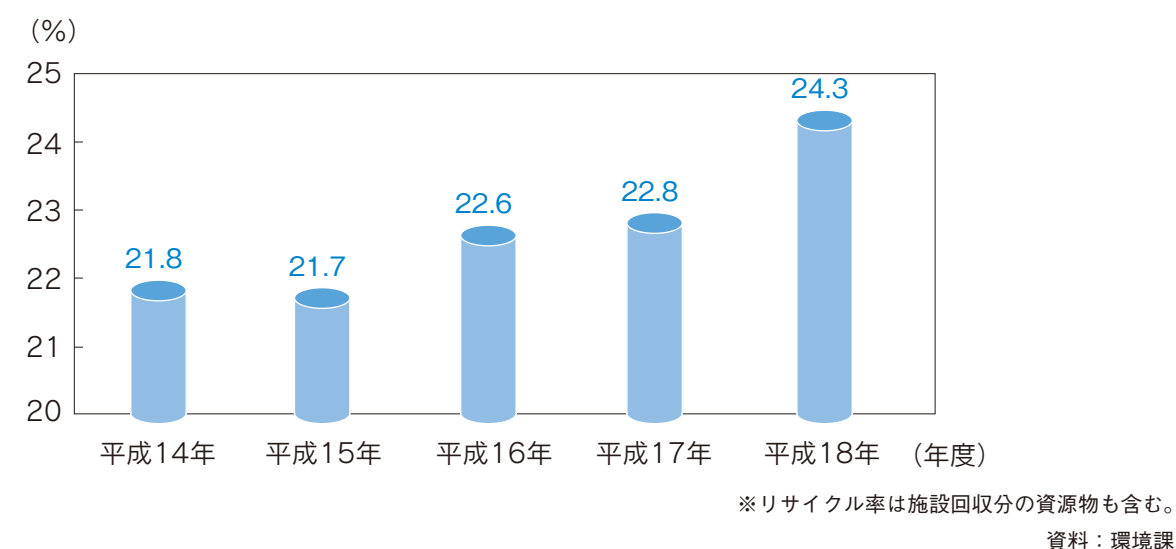
②分別収集の普及・啓発

- 分別収集の普及・啓発活動の推進により、ごみの減量化と限りある資源の有効利用を実現します。

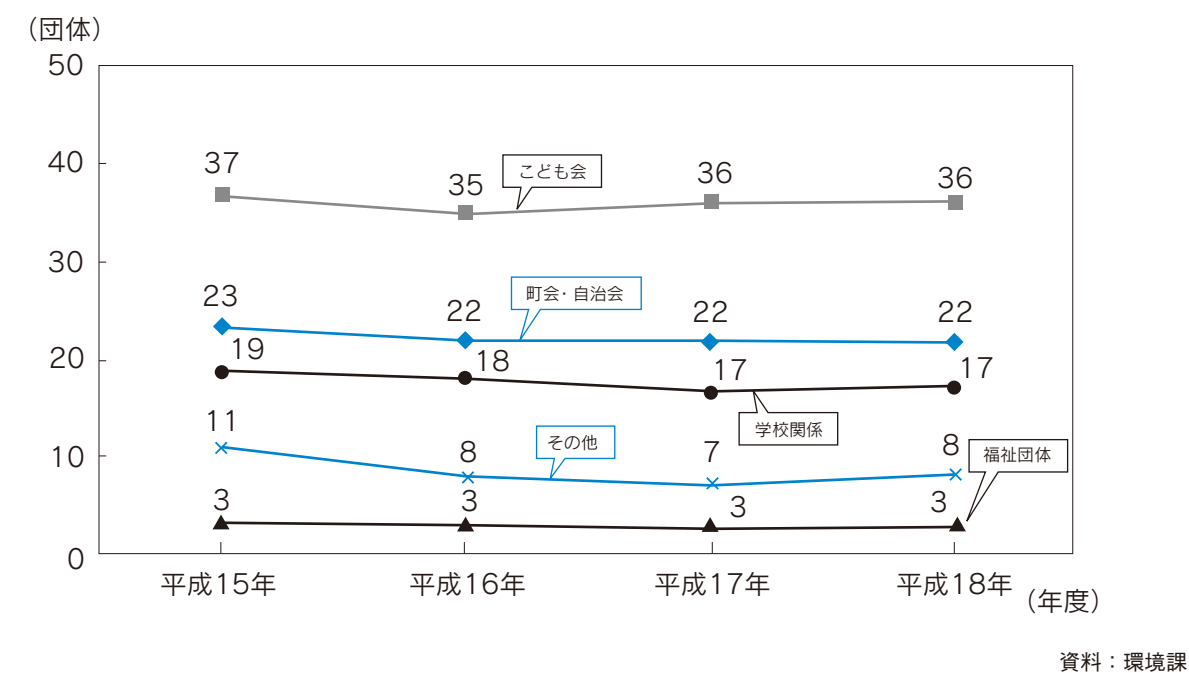
③資源の再利用の推進

- リサイクル施設を整備し、再利用をさらに推進します。

リサイクル率の推移



資源回収団体登録数の推移



76 循環型社会を形成するために必要な取り組みである、廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の頭文字がそれぞれ R であることから名付けられた名称。

2 廃棄物の適正処理

【現状と課題】

廃棄物の発生抑制を進めるとともに、循環的利用を図り、なお発生した廃棄物は適正に処理する必要があります。

現在稼働している清掃センターは、焼却を目的とした施設であり、また、建築年数の経過による老朽化が進んでいることから、今後は、循環型社会の構築に向け、廃棄物のリサイクルや適正処理を一体的に取り組んでいくとともに、ごみ処理の広域化に対応していくことが必要となっています。

また、本市のし尿処理は、公共下水道の普及により利用者が減少しており、それに伴う施設のあり方について検討していくことが必要となっています。

施策の方向性

資源循環型社会の構築に向け、適正処理やリサイクルを推進します。ごみ処理広域化計画に基づくリサイクル施設や廃棄物処理施設を早期に整備し、安心・安全な市民生活の確保と施設の安定的かつ効率的な運用を図ります。

また、し尿処理施設のあり方を検討していくとともに、衛生的な生活環境の保全を図るため、施設の適正管理に努めます。

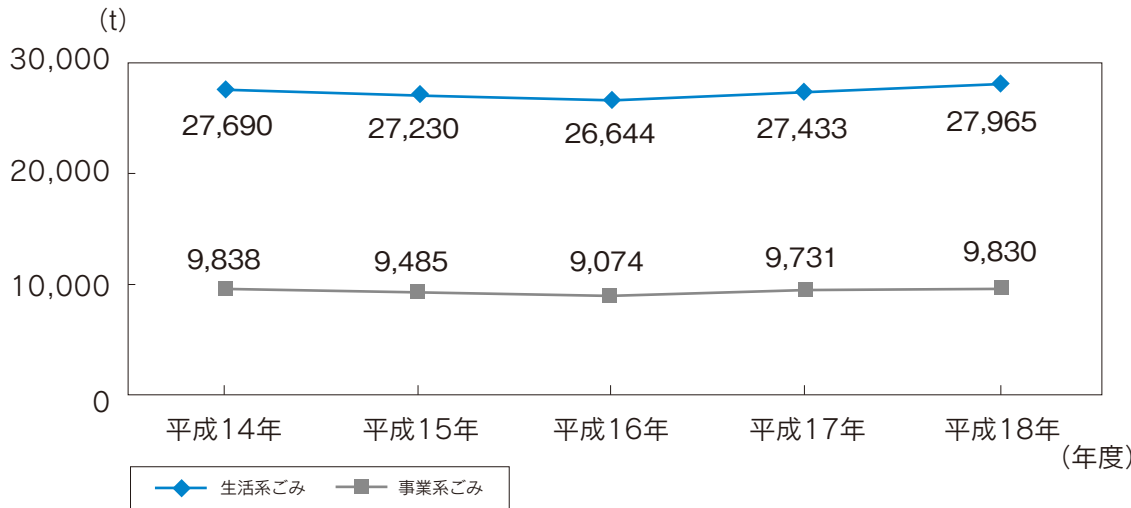
①一般廃棄物の適正処理

- 循環型社会をめざし、単に廃棄物を焼却し埋め立てる処理から、できる限り再生利用を推進するとともに、焼却のエネルギーを活用する方向に転換することをめざします。また、循環資源の利用や適正処理にあたっては、環境に与える影響に十分配慮します。
- ごみ処理広域化計画に基づき、リサイクル施設や廃棄物処理施設を早期に整備します。

②し尿の適正処理

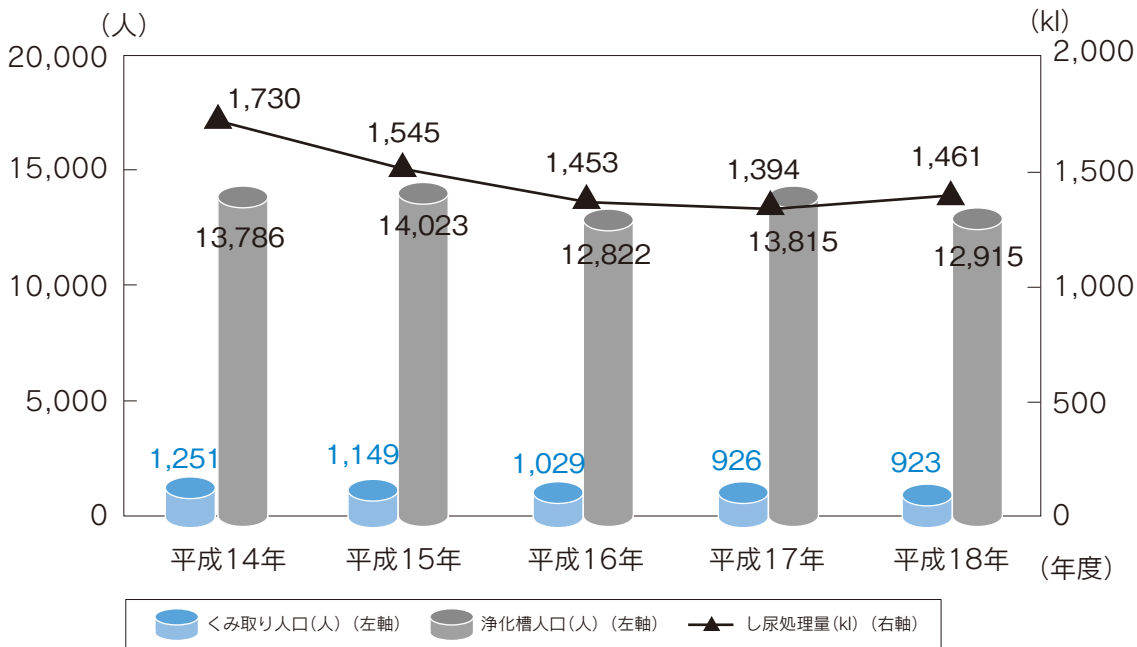
- 入間東部地区衛生組合のし尿処理施設を適正に管理します。また、し尿処理世帯の減少に伴い、施設のあり方について構成市町と検討します。

生活系・事業系ごみ搬入量の推移



資料：環境課

し尿処理状況の推移



資料：入間東部地区衛生組合

4 環境保全対策の推進

1 自然環境の保全

【現状と課題】

本市では、急速な市街化が進んだにもかかわらず、東部を流れる新河岸川やその周辺部に広がる水田、そして、西部には武蔵野の面影を色濃く残す雑木林や畑が広がるなど、水と緑豊かな空間が残されています。また、緑の基本計画を策定し、大井弁天の森をはじめとする緑地保全事業や生産緑地の指定などを通じ、緑地の保全と活用を図ってきました。

今後も、自然環境の保全・活用の視点から、計画的な緑地の保全に合わせ、市民に親しまれる水辺と緑地空間の形成を図ることが求められています。また、保存樹木や緑地保護地区の指定、緑のネットワーク化⁷⁷の推進、学校教育中での環境学習、生涯学習における自然体験学習などを通じ、市民に自然の保護、自然との共生の大切さを引き続き啓発していくことが必要です。

施策の方向性

自然環境を市民共有の財産と位置づけ、緑地や水辺環境の保全を積極的に行います。また、環境学習などにより、自然保護や自然との共生の大切さを啓発していきます。

①緑の保全と活用

- 緑の基本計画に基づき、市民や事業者などと連携して、緑地の保全と活用に取り組みます。
- 身近な緑を確保するため、緑のネットワーク化を推進するとともに、市民との協働による緑化を推進します。

②水辺環境の保全と活用

- 新河岸川の親水空間としての整備を国や県に要望していきます。
- 水生生物の生息環境に配慮した水辺空間づくりに努めます。

77 市街地景観向上の基盤となる良好な緑環境の創造を目指して、人々の日常的視野にある道路や河川空間の緑の充実により、緑の軸（ネットワーク）を形成すること。

③啓発活動の推進

- ビオトープ⁷⁸での体験型環境学習の実施などにより、自然の保護、自然との共生の大切さを啓発していきます。



武蔵野の面影を強く残す雑木林

78 動物や植物が恒常的に生活できるように、造成または復元された小規模な生息空間のこと。

2 生活環境の保全

【現状と課題】

本市では、これまで、良好な生活環境を実現するため、県との連携のもと、市内事業所に対する指導を図るなどして、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動の防止などに取り組んできました。しかし、近年は、発生源が明確であった「産業型公害」とは異なり、家庭の生活排水による水質汚濁や生活騒音などに代表される「都市・生活型公害」が増加しており、その問題解決に向け市民一人ひとりの環境意識の向上と、快適な生活環境の実現が求められています。



施策の方向性

事業所に対しては、関係機関と連携し、法令が遵守されるよう指導を徹底します。また、市民一人ひとりが地域環境に対して配慮し、生活環境の改善に取り組むよう、啓発活動を推進します。

①快適な生活環境の実現

- 快適な生活環境を実現するために、市民が地域の環境問題を自ら解決する体制づくりを積極的に支援するとともに、市民と協働し、地域の環境は自ら保全するという意識が醸成されるよう啓発活動を推進します。

②公害防止対策の推進

- 関係機関と連携し、事業所に対する適正な指導を徹底します。
- 地域環境保全の観点から、環境測定により大気や土壌などの汚染状況を監視し、指導を実施していきます。